

岐阜県公報

第千八百五十七号
平成十九年六月二十九日

(金曜日)

目次

告示

平成十九年度二等陸士、二等海士及び二等空士の募集

(防災課) 四九七

救急医療施設の委嘱

(医療整備課) 四九八

道路の区域変更

(道路維持課) 四九八

道路の供用開始

(同) 四九九

保安林の指定解除

(飛騨農林事務所) 五〇〇

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課) 五〇一

収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示による通知

(収用委員会) 五〇一

訓令

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課) 五〇二

公示

液化石油ガス販売事業者の認定の取消し

(消防課) 五〇四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 五〇四

平成十九年度定期種雄豚検査の実施

(畜産課) 五〇四

市営土地改良事業の換地処分

(農地計画課) 五〇五

告示

岐阜県告示第四百五十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十九年度二等陸・海・空士の募集期間、応募資格、採用試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 採用試験名称

1 平成十九年度二等陸・海・空士三次募集男子採用試験

2 平成十九年度二等陸・海・空士四次募集男子採用試験

二 募集期間

1 平成十九年度二等陸・海・空士三次募集男子採用試験
平成十九年六月十一日(月) から同年七月七日(土) まで

2 平成十九年度二等陸・海・空士四次募集男子採用試験
平成十九年七月九日(月) から同年八月四日(土) まで

三 応募資格

1 採用予定月の一日現在、十八歳以上二十七歳未満の男子

2 日本国籍を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しないもの

四 採用試験期日、試験場の位置及び名称

採用試験期日、試験場の位置及び名称

募集	採用試験日	採用試験対象者区分	試験場の名称	試験場の位置

三次募集	七月八日(日)	男子	岐阜試験会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地 〇五八三 八三 五一一八
四次募集	八月五日(日)	男子	岐阜試験会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地 〇五八三 八三 五一一八

五 採用時期

- 七・八月採用
平成十九年七月中・下旬及び八月上旬
 - 十月採用
平成十九年十月下旬
 - 三・四月採用
平成二十年三月下旬から四月上旬
- 六 志願受付場所
- 各市町村自衛官募集窓口
 - 自衛隊岐阜地方協力本部志願受付窓口

名 称	住 所	連 絡 先
自衛隊岐阜地方協力本部本部募集課	岐阜市長長福光 六七五	〇五八 二二三 三二二七
自衛隊岐阜地方協力本部岐阜募集案内所	岐阜市神田町六 二二二	〇五八 二六二 一八八
自衛隊岐阜地方協力本部大垣地域事務所	大垣市林町五 一八光和ビル二F	〇五八四 七三 一一五〇
自衛隊岐阜地方協力本部美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇二六一〇 一可茂総合庁舎四F	〇五七四 二五 七四九五
自衛隊岐阜地方協力本部恵那地域事務所	恵那市大井町六九九 四	〇五七三 二六 四三二〇
自衛隊岐阜地方協力本部高山出張所	高山市花岡町二 五八二高山ビル二F	〇五七七 三三一 三〇二八
自衛隊岐阜地方協力本部郡上地域事務所	郡上市八幡町新町九四七	〇五七五 六七 二二七二

岐阜県告示第四百五十三号

次の医療機関を救急医療施設として平成十九年六月一日委嘱したので、救急医療施設

取扱要綱(昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号)第四の規定により告示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

伊佐治 医院 加茂郡八百津町三九二六番地 平成三・五・三一

岐阜県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月二十九日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	六軒線	各務原市蘇原古市場町一丁目一番地先から 同市同丁目十七番地先まで	前	九・二〇	一七・〇	
	停車場線	同市同丁目十七番地先まで	後	一〇・三〇	一七・〇	

岐阜県告示第四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月二十九日から二週間岐阜県土整備部道路維持

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類
今普渡刈線	路線名
可児市今渡字下畑九番三地先から 同市同 三番三地先まで	区 間
三・四・〇	延長(メートル)
平成一九・七・二	供用開始の期日
平成一九・六・二	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)

岐阜県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年六月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類
高谷山線	路線名
飛驒市古川町上野字二階六九七番五地先から 同市同 町同 字車三八七番七地先まで	区 間
三・三・〇	延長(メートル)
平成一九・六・二	供用開始の期日
平成二・二・二	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)

岐阜県告示第四百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飛驒市宮川町種蔵字谷五五四の二から五五四の四まで
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飛驒市宮川町種蔵字谷五五四の五
- 二 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由
農道用地とするため

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したため、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県公安委員会

委員長 小川 信也

委嘱した委員

活動区域	氏名	住所	委嘱年月日
大垣警察署 管轄区域	片野 國太郎	安八郡輪之内町	平成十九年 五月一日
高山警察署 管轄区域	田中 由信	高山市一之宮町	平成十九年 五月一日
高山警察署 管轄区域	廣田 武夫	高山市昭和町	平成十九年 五月一日
岐阜羽島警察署 管轄区域	犬飼 善久	羽島市上中町	平成十九年 六月一日
垂井警察署 管轄区域	松井 隆	不破郡垂井町	平成十九年 六月一日

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第五号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

平成十九年六月二十九日

岐阜県収用委員会

会長 端元 博保

公示による通知

存否 不明。ただし、土地登記簿記載の住所 岐阜県山県市高富二四四七番地の四

住所 不明。ただし、居所 Rua Engenheiro Luis Antonio Rantin Mourinho 50 岩井 又助

住所 不明。ただし、居所 Jardim Popular São Paulo São Paulo Brasil 本籍 東京都八丈島八丈町榎立無番 菊池 みさあ

住所 不明。ただし、本籍 熊本県八代市鏡町面出一二七四番地 瀨本 正喜

住所 不明。ただし、居所 Rua Capitão Bento Mascarenhas Jequitinhonha 1505 戸本 徳幸

住所 不明。ただし、居所 Jardim Emilia Sorocaba São Paulo Brasil Rua Capitão Bento Mascarenhas Jequitinhonha 1505 Mitiko Tomoto

住所 不明。ただし、居所 Fino Sorocaba São Paulo Brasil Rua Doutor José Stiltano 451 Residencial Ouro Francisca Keiko Tomoto

住所 不明。ただし、居所 Fino Sorocaba São Paulo Brasil Rua Doutor José Stiltano 451 Residencial Ouro Jose Guilherme

住所 不明。ただし、居所 São Paulo Brasil R.Yokichiro Shimada 05 Parque Aeroporto Taubaté Gilberto Ferreira Paiva

住所 不明。ただし、居所 Sorocaba São Paulo Brasil Rua Terencio Costa Dias 220 Pq Santa Isabel Maria Madalena Tomoto

住所 不明。ただし、居所 Luciane Aparecida Tomoto da Silva

住所 不明。ただし、居所 Francois Jose da Silva

住所 不明。ただし、居所 Luiz Ferrando Tomoto

住所 不明。ただし、居所 兵庫県神戸市東灘区深江南町二丁目九番一七号 メソンド

アール三三三号 Tania Aparecida De Campos Valim Tomoto

住所 不明 ただし、居所 R.Yokichiro Shimada 05 Parque Aeroporto Taubaté

Sao Paulo Brasil Glauber Tomoto Paiva

住所 不明 ただし、居所 R.Yokichiro Shimada 05 Parque Aeroporto Taubaté S

ao Paulo Brasil Calorina Tomoto Paiva

住所 不明 ただし、居所 Rua Terencio Costa Dias 220 Pq Santa Isabel

Sorocaba Sao Paulo Brasil Tais Tamiko Tomoto

住所 不明 ただし、居所 Rua Terencio Costa Dias 220 Pq Santa Isabel

Sorocaba Sao Paulo Brasil Tamaris Tiemi Tomoto

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により右の者に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県県土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

平成十九年六月二十日付けの平成十九年岐阜収委第三、四号収用事件の現地調査の実施についての通知

（注意） 右書類を受領しないときは、平成十九年七月十一日をもってその書類の通知があつたものとみなします。

平成十九年六月二十日

岐阜県収用委員会

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十五号

総務部
出納事務局
各県税事務所
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三十七号様式その三表面を次のように改める。

定する日

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、郡上市営土地改良事業貼走地区神道工区の換地処分を平成十九年五月十一日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

平成十九年六月二十九日印刷
平成十九年六月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県岐阜市

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県岐阜市
飯尾文芸社